

市からの

連絡帳

目

税・年金

市税・国民健康保険料の
休日納付相談窓口

時 4月16日(土)・17日(日)
午前9時～午後4時

場 ●市税…納税課(田無庁舎4階)
●国民健康保険料…保険年金課(田無
庁舎2階)

内 市税・国民健康保険料の納付およ
び相談、納付書の再発行^{など}
▶納税課 **田** ☎042-460-9832
▶保険年金課 **田** ☎042-460-9824

固定資産税の土地家屋価格等
縦覧帳簿の縦覧

固定資産税(土地・家屋)の納税者が
所有する土地や家屋の評価が適正かど
うかについて、他の土地や家屋の価格
との比較を通じて確認できます。

時 4月1日(金)～5月31日(火)

場 資産税課(田無庁舎4階)

対 ①市内の土地・家屋の固定資産税
納税者 ②①の同居の親族の方 ③①
の委任を受けた方 ④納税管理人
持 納税者本人であることを確認できる
もの(マイナンバーカード・運転免許
証など顔写真入りの身分証明書または
4月28日(木)に発送予定の納税通知書)
※代理人の場合は委任状も必要
※固定資産課税台帳に登録された価格
に不服がある場合には、納税通知書の
交付を受けた日の翌日から起算して3
カ月以内に固定資産評価審査委員会に
対して審査の申し出をすることができ
ます。

※「固定資産名寄帳」については、閲覧
方法は従来どおりですが、縦覧期間中
は手数料が無料となります。

※納税通知書の課税明細書には、課税
されている土地・家屋を示しており、
課税していない物件(道路など)は表示
していません。

▶資産税課 **田** ☎042-460-9829-9830

国民年金の学生納付特例制度

日本国内に住所がある20歳以上60
歳未満の方は、国民年金に加入し保険
料を納める必要がありますが、学生の方
で納付が困難な場合は、学生納付特
例(以下「学特」という)を申請し、承認
を受けると学生期間中の保険料の納
付が猶予されます。申請は毎年度必要
です。

☐ **令和3年度分が承認済みで在学中の方**
年金事務所から申請書(はがき)が4
～6月に順次郵送されます。必要事項
をご記入のうえ返送してください。
※在学する学校の変更や大学院などへ
進学された方は新たに申請が必要
対 学生で申請年度前年の本人所得が
一定額以下または失業などの理由があ
る方
※一部対象とならない学校^{あり}
※学特承認期間は年金受給資格期間に
含まれますが、年金受給額計算には含
まれません。

☐ **過去期間の申請をする方**
過去期間については、2年1カ月前
まで申請ができます。

場 保険年金課(田無庁舎2階)、市民課
(防災・保谷保健福祉総合センター1階)
持 ●年金手帳またはマイナンバー
カード ●在学期間が分かる学生証
(コピー可、裏面に記載がある場合は
両面)または在学証明書(原本) ●離
職票^{など}

問 武蔵野年金事務所
☎0422-56-1411(ナビダイヤル)
▶保険年金課 **田** ☎042-460-9825

心

福祉

介護職員初任者研修課程の
受講料を助成

介護人材を育成し、質の高い介護
保険サービスの提供を図るため、介
護職員初任者研修課程の受講料を助
成します。

☐ **助成対象** 研修に係る受講料・教材
費^{など}(上限額5万円^{まで})

☐ **対象者** 4月1日(金)以後に開講され
た介護職員初任者研修課程を修了し、
その証明書の交付を受けた方で、次の
いずれかに該当する方

●在住で、市内の介護サービス事業所
に介護職員として就業する見込みが
ある

●市内の介護サービス事業所に従事し
ている介護職員

申 令和5年3月31日(金)までに「介護職
員初任者研修受講料助成金交付申請
書」に必要な書類を添えて **〒**188-
8666市役所高齢者支援課へ郵送また
は持参(田無第二庁舎1階)
※詳細は市 **HP** または下記へ
▶高齢者支援課 **田** ☎042-420-2810

高齢者福祉手技治療割引券の交付

65歳以上の方が高齢者指定治療院
でマッサージ治療などを受ける際に、
治療料金の一部を助成する割引券を交
付します。

☐ **申請受付** 4月1日(金)^{から}(開庁日の
午前8時30分～午後5時)

☐ **枚数** 割引券12枚を限度に交付(申
請月に基づき月1枚換算)

☐ **助成内容** 1回の保険外治療料金か
ら1,000円を割引

申 本人確認ができるもの(マイナン
バーカード・運転免許証・保険証^{など})
を持参のうえ、高齢者支援課(田無第
二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合
センター1階)または出張所の窓口へ
※来庁での申請が困難な場合は下記へ
お問い合わせください。

◆市内の治療院の方

新たに高齢者指定治療院の指定を希
望する場合は、下記へお問い合わせく
ださい。

▶高齢者支援課 **田** ☎042-420-2810

在宅で介護している方
家族介護慰労金を支給

在宅の高齢者を介護している家族の
経済的負担を減らし、在宅生活の継続
と向上のために、家族介護慰労金を支
給します。

対 在住で、別表の要件を全て満たし
ている65歳以上の高齢者を1年間以
上介護し、過去1年間以上市民税非課
税世帯に属する方

※申請日の属する月の前月末日を基準
とします。

※前年度支給を受けている方は、申請
から1年以上経過していなければ申請
できません。

□要件

過去 1年間 以上	要介護4または5と認定されて いる高齢者
	市民税非課税世帯に属する高齢者 介護保険サービスを利用してい ない高齢者(通算7日間までの短 期入所生活介護(ショートステイ) または短期入所療養介護(医療型 ショートステイ)利用を除く)
過去 1年間	介護保険施設以外の病院などに 延べ90日以上長期入院をして いない高齢者

☐ **慰労金支給額** 年額10万円

☐ **申請** 12月28日(水)まで(土)・(日)・
(祝を除く)に、介護保険被保険者証・
金融機関の口座が分かるものを高齢者
支援課(田無第二庁舎1階、防災・保
谷保健福祉総合センター1階)へ持参
▶高齢者支援課 **田** ☎042-420-2810

入院期間中の紙おむつ代
助成申請の対象者要件が一部変更

対 次の全てに該当する方

●入院期間(紙おむつ代請求期間)中に
西東京市に住民登録をしている

●40歳以上で入院時に介護保険認定
において要介護1以上の認定を受け
ている

●医療保険適用の病院に入院し、現に
紙おむつを使用し、その代金を病院
などに支払っている **(令和4年度か
ら、紙おむつの持ち込みを認めてい
る病院も対象となります)**

●入院期間中に生活保護を受給してい
ない

●同一月内で、西東京市認知症及びね
たきり高齢者等紙おむつ給付サービ
スを受けていない

☐ **適用期間** 令和4年7月申請受付分
(令和4年3月～6月入院分)^{から}

※申請書などは市 **HP** で配布

▶高齢者支援課 **田** ☎042-420-2810

庁舎窓口に手話通訳者を配置

各課でのお手続・ご相談などで必要
な場合にご利用ください。

☐ **日時・場所(障害福祉課窓口)**

防災・保谷保健 福祉総合センター	田無庁舎
毎月第1(水) 午後1時～5時	毎月第3(金) 午後1時～5時
4月6日(水)	4月15日(金)
5月11日(水)	5月20日(金)

※配置日以外にも手話通訳者を派遣し
ます。詳細はお問い合わせください。

▶障害福祉課 **田**

☎042-420-2804

FAX042-466-9666



家

暮らし

市民交流施設の所管課の変更

令和4年度から、市民交流施設(地
区会館・市民集会所・コミュニティセ
ンター)の担当が、文化振興課から協
働コミュニティ課に替わります。公共
施設予約管理システムの登録手続や施
設の利用に関するお問い合わせ先は協
働コミュニティ課になりますのでご注
意ください。

▶協働コミュニティ課 **田** ☎042-420-2821

わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を
行い、助言などを受けることができます。

時／場 4月16日(土)午前9時30分～午

後0時30分／田無庁舎5階

対 市内の地上2階建て以下の木造一戸
建てで、自ら所有し居住している住宅
※原則、昭和56年5月31日以前の建築
定 8人(申込順) ※1人35分程度
申 4月13日(水)までに、電話で下記へ
☐ **相談員** 住みよい町をつくる会
▶住宅課 **保** ☎042-438-4052

建築物などの解体・リフォーム時
アスベスト事前調査結果の
報告が義務化されました

一定規模以上の建築物などの解体・
リフォームの際、石綿含有建材の有無
にかかわらず発注者から請け負った業
者または自主施工者が、アスベスト事
前調査結果を都道府県などへ 
報告することが、4月1日(金)
から義務付けられました。

報告は原則として石綿事前調査結果
報告システム(QRコード)から願ひ
します。

▶環境保全課 **保** ☎042-438-4042

カーポートや物置の設置工事は
確認申請が必要です

カーポートや物置(建築物と見なさ
ない小規模なものを除く)などは、建
築基準法では建築物として定義されて
いるため、建築基準法に基づいて計画
や工事をする必要があります。

手続違反(建築基準法第6条)や建べ
い率(建築基準法第53条)を超過した
場合は、「違反建築物」となり撤去が必
要な場合もあります。簡易的な工事でも、
自己判断せずに下記までご相談く
ださい。

▶建築指導課 **保** ☎042-438-4019

飼い主のいない猫の不妊・去勢
手術費の助成制度

市では飼い主のいない猫の数を減ら
すため、不妊・去勢手術費の一部を助
成しています。

対 在住・在勤・在学の個人または団体
の方で、市内に生息する飼い主のいな
い猫に不妊・去勢手術を受けさせる方

☐ **助成限度額**

●不妊手術(メス)…1万円^{まで}

●去勢手術(オス)…5,000円^{まで}

※不妊・去勢手術費のみ対象。そのほ
かの処置などは申請者の負担

☐ **助成の条件** ●市が指定する動物病
院で手術を受けさせ、不妊・去勢済で
あることが外見から判断できる措置
(耳カット)に同意できる ●猫の餌場
の清掃、ふん尿処理など地域住民への
理解を得られるよう努める

申 4月1日(金)から受付(申込順)

※予算に限りがありますので事前に電
話でご相談ください。

※申込方法など詳細は市 **HP** でご確認
ください。

▶環境保全課 **保** ☎042-438-4042

飼い犬には狂犬病予防注射が必要です

生後91日以上飼ひ犬は、年1回
の狂犬病予防注射を受けることが義務
付けられています。

今年度は毎年4月に市で実施してい
る集合注射を行わないため、指定の市
内動物病院で注射を受け、交付される
狂犬病予防注射済票を、鑑札と同じよ
うに首輪に付けてください。

注射済票の交付を受けられる動物病
院は市 **HP** または3月末ごろに市から